

淡 環 第 173 号  
令和5年(2023年)12月12日

会員番号 ◎00◎-◎◎◎◎◎◎  
◎◎ ◎◎ 様

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長 高木 浩文  
(公印省略)

びわ湖カーボンクレジット倶楽部に関する実績報告の提出について(依頼)  
CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進につきまして、平素より格別の御協力を賜り厚くお  
礼申し上げます。

さて、先般ご入会されたびわ湖カーボンクレジット倶楽部<太陽光発電/コージェネ  
レーション(エネファーム等)>につきまして、びわ湖カーボンクレジット倶楽部運営規  
約第5条の規定に基づき、下記により実績報告の提出をお願いいたします。

#### 記

- 1 提出物 : 別紙実績報告書のとおり
- 2 対象期間 : 設備設置から2023年11月30日(木)まで
- 3 提出期限 : 2024年1月19日(金)
- 4 提出先 : (公財)淡海環境保全財団
- 5 提出方法 : 電子メールまたは郵送

#### 《実績報告の提出先、お問合せ先》

◆公益財団法人 淡海環境保全財団

TEL : 077-569-5301 メールアドレス : pv@ohmi.or.jp

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

参考 : びわ湖カーボンクレジット倶楽部とは

滋賀県では県の補助事業を活用し設備導入によるCO<sub>2</sub>削減量を取りまとめ、国のJ-クレジット制度によるCO<sub>2</sub>削減価値を(クレジット)として見える化することで、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに向けた取り組みを推進しています。びわ湖カーボンクレジット倶楽部への入会および入会後の実績報告書の提出を条件として、補助金を交付しておりますので、ご協力をお願いします。

# びわ湖カーボנקレジット倶楽部

## (太陽光発電設備・コージェネレーションシステム) 実績報告書

びわ湖カーボנקレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）運営規約第5条の規定により、実績を報告します。

### 1. 報告者

会員番号			
設置設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
氏名			
住所	〒		
電話		FAX番号*	
E-mail*			

※FAX、E-mail をお持ちの方は記載してください。

### 2. 実績報告

#### (1) 室内モニター等で累計売電電力量を確認できる場合

確認日	令和 年 月 日
-----	----------

室内モニター等の累計の発電電力量・売電電力量が表示される画面をご確認いただき、①・②の両方を記載ください。

※月毎の発電電力量・売電電力量のみが表示される機器の場合等は、設備設置日から確認日までの各月の発電電力量・売電電力量の合計をそれぞれ記載してください。

①設備設置日（電力受給契約日）から 確認日までの累計 <u>発電</u> 電力量	kWh
②設備設置日（電力受給契約日）から 確認日までの累計 <u>売電</u> 電力量	kWh

#### 添付書類

<input type="checkbox"/>	ご記入いただいた発電電力量及び売電電力量が確認できるエネルギー表示器等の写真（撮影日の日付が分かる写真） ※写真は <b>必ず</b> 添付してください（用紙等に印刷したもので結構です）。 ※月毎の発電電力量・売電電力量が表示される画面等で確認されている場合は、全ての月（設備設置日の月から確認日までの月）の画面の写真を添付してください。
--------------------------	---

(2) 室内モニター等で累計売電電力量確認できない場合

①または②いずれかの方法により、確認をお願いします。

① 関西電力㈱、大阪ガス㈱等のWEB上の確認サービスによるご確認方法

○買取実績照会サービス（「はぴeみる電」、「マイ大阪ガス」等）により過去からの受給電力量（売電実績）をご確認ください。

①設備設置日（電力受給契約日）から 確認日までの累計 <b>発電</b> 電力量	kWh
②設備設置日（電力受給契約日）から 確認日までの累計 <b>売電</b> 電力量	kWh

添付書類

<input type="checkbox"/>	WEB上の確認サービスにおける過去の売電実績の画面キャプチャー、PDFデータ等。
--------------------------	--

② 関西電力㈱または関西電力送配電㈱の「受給電力量のお知らせ」によるご確認方法

○関西電力または関西電力送配電㈱が発行する「受給電力量のお知らせ」をご確認ください。

○お手元に届いている最新の「受給電力量のお知らせ」の「当月指示数」をご確認ください。

○太陽光発電導入後、最初の月の「受給電力量のお知らせ」を保存されていたら、「前月指示数」をご確認ください（最初の月のお知らせを保存されていない場合は不要です）。

「受給電力量のお知らせ」の数値

項目		お知らせの記載値
（ 積算 売電 量）	最新の「受給電力量のお知らせ」に記載されている「当月指示数」	
	太陽光発電設置後、最初の月の「受給電力量のお知らせ」に記載されている「前月指示数」 （最初の月のお知らせを保存されていない場合は、この欄のご記入は不要です）	

添付書類

<input type="checkbox"/>	最新の「受給電力量のお知らせ」の写し 太陽光発電導入後、最初の月の「受給電力量のお知らせ」の写し（保存されている方のみ）
--------------------------	---

3. 提出先

公益財団法人淡海環境保全財団

E-mail : pv@ohmi.or.jp

郵送 : 〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108 淡海環境プラザ2階

# びわ湖カーボンクレジット倶楽部

## (太陽光発電設備、コージェネレーションシステム) 運営規約

### (目的)

第1条 びわ湖カーボンクレジット倶楽部（以下「本会」という。）は、滋賀県が実施する「滋賀県の家庭における太陽光発電設備、コージェネレーションシステム導入によるCO<sub>2</sub>削減プロジェクト」の一環として、本会の会員が太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムを使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（令和3年12月2日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットをCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する事業に活用することを目的とする。

### (運営および管理)

第2条 本会の運営および管理は、滋賀県（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会入会届の受理および入会資格の確認に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット認証委員会へ実績報告およびJ-クレジットの認証申請に係る業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- (5) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与する事業への活用に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は、滋賀県総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課において行う。ただし、運営・管理の全部または一部を外部に委託して行うことができるものとする。

### (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

### (入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）入会届」を提出した日の2年前の日以降に、太陽光発電設備またはコージェネレーションシステムを住宅に設置し、発電された電力の全部または一部を自家消費していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) 太陽光発電設備およびコージェネレーションシステムを使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ無償譲渡すること。
- (5) 本会に登録する太陽光発電設備およびコージェネレーションシステムが、他の類似制度およびJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

(実績報告)

第5条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、発電実績を「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）実績報告書」にて郵送または電子メール等で報告しなければならない。

(業務の報告)

第6条 運営・管理者は、会員に対して、第2条第2項各号に掲げる業務の実績について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、運営・管理者のホームページに掲載することにより行うものとする。

(設備の処分等)

第7条 会員は、第10条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損または滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分（譲渡、交換、貸付、または担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、運営・管理者に「びわ湖カーボンクレジット倶楽部退会届」を提出するものとする。

2 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定める入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出があった場合
- (4) 第10条に定める期間を経過した場合

(会費)

第9条 本会の会費は無料とする。

(会の存続期間)

第10条 本会の存続期間は、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画の計画期間である2031年3月31日までとする。ただし、同計画が見直された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(規約の改定)

第12条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

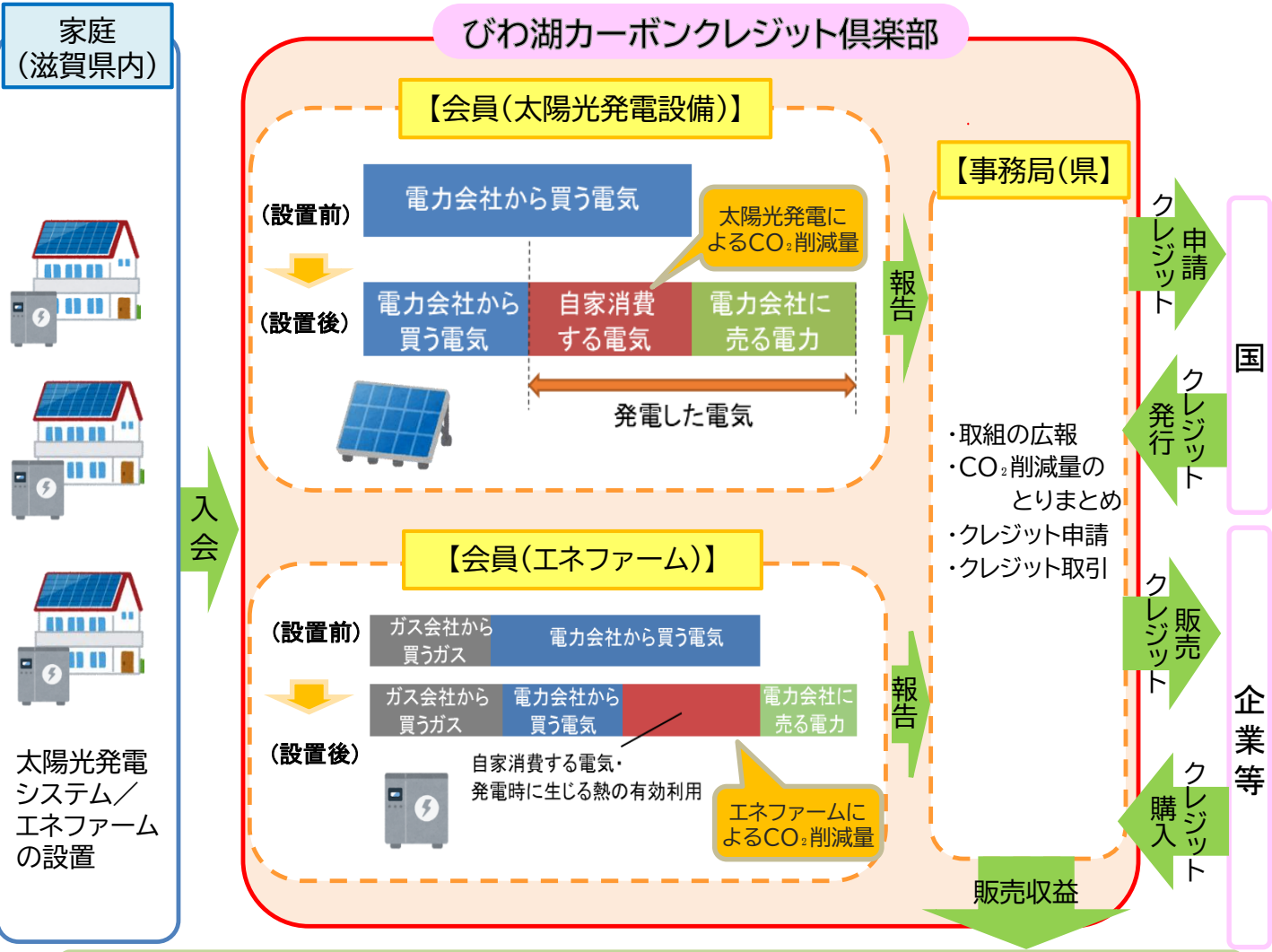
本規約は、令和4年4月1日から施行する。

# びわ湖カーボンクレジット倶楽部 (太陽光発電/エネファーム) 参加者募集中!

滋賀県では、県民のみなさまが設置した太陽光発電設備/家庭用コージェネレーションシステム「エネファーム」によるCO<sub>2</sub>削減量を取りまとめ、国のJ-クレジット制度を活用し、CO<sub>2</sub>削減価値(クレジット)として「見える化」とするとともに、クレジットを企業等に購入いただくことにより、得られる収益を県内のCO<sub>2</sub>ネットゼロにかかる啓発事業に活用する取組を実施します。

現在、この「びわ湖カーボンクレジット倶楽部(びわクレ倶楽部)」の取組に参加いただける方を募集しています。

## ■ びわ湖カーボンクレジット倶楽部(太陽光発電/エネファーム)の仕組み



クレジットの販売収益は県内のCO<sub>2</sub>ネットゼロにかかる啓発事業に活用し、県内に広く還元

県民の皆さんのCO<sub>2</sub>削減価値を県が取りまとめてクレジット化し、企業等に販売することで、その収益を県内のCO<sub>2</sub>ネットゼロにかかる啓発事業に活用する仕組みです!

### ■ J-クレジット制度とは?

J-クレジット制度は、①省エネルギー機器の導入②再生可能エネルギーの導入③森林経営取組などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。創出されたクレジットは、「カーボンオフセット」や「CO<sub>2</sub>排出量削減報告への利用」等、様々な用途に活用できます。

# ■ 取組参加の流れ

## 1. 参加申込

- ・入会届に必要な事項をご記入のうえ、事務局まで郵送、メールまたはご持参ください。
- ・「スマート・エコハウス普及促進事業補助金」を申請される方については、補助金交付申請書に入会届を添付のうえ、補助金窓口にご提出ください。
- ・関係書類は滋賀県のHPからダウンロードできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/323613.html>



## 2. 削減活動の実施

- ・特に必要な手続き等はありません。  
(導入された設備により発電された電気を自家消費することでCO<sub>2</sub>排出量が削減されます。)



## 3. 実績報告

- ・発電された電力の自家消費量の実績をご報告いただきます。  
(毎年必ず報告いただくものではなく、年1回、全会員の中から無作為抽出された一部の皆様に御協力をお願いします。)
- ・ご報告の時期や方法については、別途お知らせします。



# ■ 参加の要件

- ①入会申請日の2年前の日以降に、太陽光発電設備またはエネファームを設置し、その発電量の全部または一部を自家消費していること。
- ②発電量及び売電量を把握していること。
- ③発生した環境価値の権利の放棄について同意すること。
- ④他の排出量削減量制度に参加していないこと。
- ⑤次の事項に同意すること。
  - ・提出書類に記載された個人情報を経営・管理者が利用すること。
  - ・県から要請があった場合、指定する日までに発電及び売電の実績を報告すること。
  - ・その他、本取組の運営に協力すること。

# ■ 留意事項

- ・本取組(びわクレ倶楽部)への参加にあたり、会費等は一切かかりません。
- ・本取組により得られた収益は、県内のCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進にかかる啓発事業に活用させていただきます。会員の皆様個々に対する還元はありませんので、ご了承ください。
- ・本取組の存続期間は、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画の計画期間である2031年3月31日までです。(ただし、同計画が見直しされた場合は、この限りではありません。)
- ・会員の入会期間は8年間で、期間経過後は自動的に退会となります。再入会もできません。
- ・本取組を通じて得られた個人情報は、あらかじめ会員の同意がある場合、運営規約に規定する場合、法令等に基づく要請がある場合を除き、第三者に提供・開示することはありません。
- ・その他詳細については、本会運営規約をご覧ください。

びわ湖カーボנקレジット倶楽部

検索



お申込み  
問い合わせ

## ■ びわ湖カーボנקレジット倶楽部 運営・管理事務局

◇滋賀県 総合企画部 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課  
〒528-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
TEL:077-528-3494 FAX:077-528-4808

◇公益財団法人 淡海環境保全財団 (スマート・エコハウス普及促進事業補助金事業者)  
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108 淡海環境プラザ2階  
TEL:077-569-5301 FAX:077-569-5304